

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	福祉人材センター運営事業	福祉職場への就業促進を図るため福祉人材の無料職業紹介や、福祉の仕事就職面接・相談会等のほか、職場体験学習や広報啓発を実施する福祉人材センターの運営事業の委託	35,910,000	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
2	社会福祉研修センター事業	専門性を備えた質の高い人材の養育・確保を図るため、社会福祉事業に従事している職員等を対象に社会福祉研修を実施する事業の委託	38,037,000	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
3	みやざきの福祉を支える、ひなたの人材確保推進事業	福祉関係者と連携し、小学生から高校生まで各世代に応じた出前講座を実施し、福祉の仕事に対する理解促進を図るとともに、高校生以上の学生を対象にした福祉分野選択のための事業所見学会を開催する。	6,445,000	第167条の2第1項第2号	宮崎県社会福祉協議会は、社会福祉法第94条に規定する「社会福祉事業等に関する啓発活動を行うこと」や「社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと」などの業務を適正かつ確実に行うことができると知事が認め、同法第93条により「福祉人材センター」に指定されている。 本事業は若年層等に対し、福祉の仕事の理解を深め、福祉分野への進路選択や就業を促進するため、「福祉の仕事」出前講座の実施や、福祉事業所見学会を開催するもので、本事業を実施するために必要な福祉人材に関する専門的な知識、福祉事業所や関係機関とのネットワークなどを有する団体は、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会以外にはないため、当該協議会に随意契約により業務を委託するものである。	福祉保健部 福祉保健課
4	みんな繋がる地域福祉推進事業	複合化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、地域福祉コーディネーター同士のネットワークの強化やスキルアップを図るとともに、関係機関や地域住民と連携・協働した活動の活性化を図るための事業。	1,300,000	第167条の2第1項第2号	平成19年度から県社会福祉協議会に委託して、地域福祉コーディネーターの養成研修を行っていたが、宮崎県地域福祉支援計画(第3期計画)の数値目標を達成したため令和元年度で養成研修を修了し、令和2年度以降は養成した地域福祉コーディネーターのスキルアップ等の研修事業を県の補助事業として県社協に補助を行いながら実施してきた。 今年度より財源(国庫補助)の要件が変わったことなどもあり、改めて県の委託事業として実施することになったが、これまで養成した地域福祉コーディネーターの90%以上は、社会福祉協議会や社会福祉法人の職員であり、研修会等の参加には社会福祉法人や団体等の理解が不可欠であるが、県内の福祉団体等の中心的役割を担い、県内の社会福祉法人や団体等とのネットワークを有する宮崎県社会福祉協議会でなければ、それらの社会福祉法人や各団体と調整・連携を行い、本事業について理解や協力を得ることができない。 加えて、地域福祉コーディネーターは、国庫補助の目的にもなっている重層的支援体制整備事業の推進において中心的な役割を果たせる人材としてスキルアップを行う必要があるが、そのような専門性を持った研修会を実施できる団体は社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会以外にはないため、当該協議会に随意契約により業務を委託するものである。	福祉保健部 福祉保健課

5	高齢者権利擁護支援事業	「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくため、高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町村や地域包括支援センター等における権利擁護に関する業務の支援を行う。	23, 016, 000	第167条の2第1項第2号	・県社協は、判断能力が十分でない認知症高齢者等のための「あんしんサポートセンター」において日常生活自立支援事業を実施するとともに、高齢者虐待対応の相談対応等、市町村や地域包括支援センターと連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。 ・県社協は、県内全域の地域福祉の充実をめざして様々な活動を実施しており、高齢者のほか、知的障害、精神障害等に対しても多様な福祉サービスの利用援助を行うほか、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積している。 ・県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するなど、関係機関の相互間のネットワーク化を全県規模で推進可能な唯一の団体である。 以上のことから、この契約の目的を果たすことができる者は県社協以外にないことから、当法人与随意契約を締結した。	福祉保健部長寿介護課
6	成年後見制度利用促進事業	認知高齢者等の権利擁護のため、県内の市町村社会福祉協議会等による「法人後見」受任体制の構築を支援し、市民後見人（法人後見支援員）や法人後見専門員の育成、成年後見制度利用促進基本計画に基づく広域的な法人後見受任体制整備を図る市町村による連携検討会の開催、地域住民への成年後見制度への普及・啓発活動等に対する支援を行う。	6, 278, 000	第167条の2第1項第2号	・県社協は、県内全域の地域福祉の充実をめざして様々な活動を実施しており、平成27年4月には、「権利擁護支援センター」を立ち上げ、高齢者や障害者の権利擁護の強化の取組を推進しているところである。これまで、成年後見制度の市町村長申立等の研修やマニュアル作成などの実績を有するほか、昨年度も市民後見人養成研修の実績を有しており、市町村や市町村社協と連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。 ・県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するほか、多様な福祉サービスの利用援助、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積して、全県規模で推進可能な唯一の団体である。 以上のようなことから、この契約の目的を果たすことができる者は、県社協以外にないことから、随意契約を締結した。	福祉保健部長寿介護課
7	介護ロボット体験・普及促進事業	介護ロボット展示・体験コーナーの運営業務の委託	3, 729, 000	第167条の2第1項第2号	本業務は、介護ロボットの普及促進を目的として、県福祉総合センターにおいて介護ロボット展示・体験コーナーの運営を行う業務である。 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、これまで高齢者総合支援センター業務として福祉用具の展示等を行うなど、本業務に関するノウハウと経験があり、効果的な事業執行が可能である。 また、当事業では各メーカーの介護ロボットを公平に取り扱うことが求められるため、公益性・公平性の高い社会福祉協議会が委託先として適切であり、現時点では社会福祉法人や市町村社会福祉協議会、介護ロボット・福祉用具に関する関係機関との相互間のネットワークを全県規模で有するのは、唯一、県社協のみである。 以上のことから、現時点では当事業の目的を果たすことができる者は県社協以外にないことから、県社協と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部長寿介護課
8	新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣等に係るコーディネート業務	感染発生施設等への応援職員派遣調整及び代替サービス提供事業者のあっせん・調整に係る業務の委託	101, 834	第167条の2第1項第2号	本業務は、高齢者施設等における感染発生時に介護サービスを継続して提供するため、発生施設に対する応援職員派遣の調整等を行う業務であり、発生施設や派遣元との連絡調整を確実かつ速やかに行うことが求められる。 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、特別養護老人ホーム等が会員となっている団体（宮崎県老人福祉サービス協議会）の事務局であり、連絡調整の対象となる施設の運営状況を熟知し、応援職員派遣の調整等を行うことができる唯一の団体であるため、当法人与随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部長寿介護課

9	障害者権利擁護センター運営事業	障害者虐待防止に関する下記の業務 (1) 使用者による虐待の届出及び通報の受理 (2) 相談及び相談機関のあっせん (3) 情報提供、助言及び関係機関との連絡調整 (4) 広報・啓発活動 (5) 虐待防止・権利擁護研修	8, 257, 000	第167条の2第1項第2号	本業務は、障害者権利擁護センターの機能を果たすため、次の要件を満たす必要がある。 (1) 虐待に関する十分な支援実績を有する (2) 障がい者の特性や、取り巻く現状を十分理解している (3) 障がい福祉サービスの現状と課題に詳しい (4) 成年後見制度など公的支援制度について、理解とノウハウを有する (5) 市町村、関係機関とネットワークを有する 宮崎県社会福祉協議会は、障がい福祉や高齢者福祉の多様な福祉サービスの支援等を行い、全県規模のネットワークを構築していることから、同協議会と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課
10	障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣等に係るコーディネート業務	925, 433	第167条の2第1項第2号	当事業は、新型コロナウイルス感染症発生時においても障害福祉サービスを継続して提供するため、発生施設に対して他の施設から応援職員派遣の調整等を行う事業であり、特に感染症発生時は、時間的な余裕がない中で、発生施設や派遣元との連絡調整を確実かつ速やかに行うことが求められる。また、事業実施にあたっては、連絡調整の対象となる障害者支援施設及び障害児入所施設の運営状況を熟知していることが求められるが、宮崎県社会福祉協議会は、当該事業のコーディネート対象である施設が会員となっている団体（障害者支援施設協議会及び知的障害者施設協議会）の事務局であり、日頃より県内の各施設及び関係機関等の連絡調整を行っており、支援員等の派遣調整等を行うことができる県内唯一の団体であることから、同協議会と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課